

平成27年6月23日

株主各位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 **岩手銀行**
取締役頭取 田口幸雄

第133期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第133期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

- 第133期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
- 第133期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記のとおり事業報告、計算書類、連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は原案のとおり承認可決され、期末配当金は1株当り35円と決定いたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、下記のとおり承認可決されました。

変更内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

| 現 行 定 款 | 変 更 後 定 款 |
|---|--|
| (<u>社外取締役</u> との責任限定契約) 第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、同法第423条第1項に規定する <u>社外取締役</u> の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 | (<u>取締役</u> との責任限定契約) 第28条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役</u> （ <u>業務執行取締役</u> 等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。 |

| 現 行 定 款 | 変 更 後 定 款 |
|---|--|
| <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> | <p>(監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> |

第3号議案 取締役12名選任の件

本件は、原案のとおり高橋 真裕氏、田口 幸雄氏、斎藤 雅博氏、坂本 修氏、岩田 圭司氏、加藤 裕一氏、荒道 泰之氏、三浦 茂樹氏、菊地 美貴男氏、三浦 宏氏、高橋 温氏、宇部 文雄氏が新たに選任され、就任いたしました。

第4号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案のとおり池田 克典氏、吉田 瑞彦氏が新たに選任され、就任いたしました。

以 上

~~~~~

**お知らせ**

**配当金のお支払について**

1. 銀行預金口座等へのお振込をご指定の方には、「期末配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。  
 なお、株式数比例配分方式を選択された場合のお振込先につきましては、お取引の口座管理機関（証券会社等）にお問い合わせください。
2. 振込先をご指定されていない方は、同封いたしました「期末配当金領収証」により、お近くのゆうちょ銀行または郵便局にて平成27年7月24日までにお受け取りください。
3. 同封の「期末配当金計算書」は、確定申告を行う際の添付書類としてご使用いただけます。